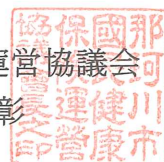


6 那 国 運 第 1 号
令和 7 年 1 月 2 0 日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市国民健康保険運営協議会
会 長 上 野 彰



那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申）

令和 6 年 1 2 月 1 7 日付 6 那市第 1 3 3 3 号で諮問のあったことについて、
慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

令和 7 年度の那珂川市国民健康保険税率を次のとおりとすることが適当である。

（1）医療給付費分

所得割 6. 5 9 %を 6. 3 9 %に改定すること。

均等割 2 9, 0 0 0 円を 3 1, 2 0 0 円に改定すること。

平等割 2 8, 1 0 0 円を 2 9, 5 0 0 円に改定すること。

（2）後期高齢者支援金等分

所得割 2. 6 7 %を 2. 3 5 %に改定すること。

均等割 1 2, 5 0 0 円を 1 2, 2 0 0 円に改定すること。

平等割 1 2, 1 0 0 円を 1 1, 6 0 0 円に改定すること。

（3）介護納付金分

所得割 1. 8 2 %を 1. 6 7 %に改定すること。

均等割 2 2, 4 0 0 円を 2 2, 1 0 0 円に改定すること。

2. 答申理由

本市においては、国民健康保険財政の健全化のために、国民健康保険税率について、令和4年度から令和6年度までに、福岡県から毎年示される、標準保険料率の水準まで段階的に改定を行ってきたところである。

今後も、本市の国民健康保険財政の健全化のために、福岡県から示される標準保険料率に沿った税率とすることが必要であると判断し、令和7年度の「標準保険料率」の水準へ改定を行うべきであるという結論に達した。

3. 附帯意見

- (1) 税率の改定を行うが、市においては財源の確保及び医療費抑制に取り組み、中長期的な視点を持ち、国民健康保険財政健全化に向けて引き続き努めること。
- (2) 国民健康保険事業の運営状況について、検証を行ったうえで本協議会に毎年度報告を行い、市全体にも公表を行うこと。
- (3) 税率改定にあたって、被保険者への周知活動を十分に行い、被保険者の理解を得るよう努めること。
- (4) 国民健康保険税（料）の県内均一化に向けた取り組みが進められているが、市町村間で財政負担の不均衡が生じないようにするなど真の均一化に向けた取り組みとなるよう福岡県および国へ要望していくこと。